

大口町こども条例検討の手引き（案）

条例の基本構成と論点の整理

目 次

1. 県内のこどもに関する条例の状況	1
2. 条例の基本構成	2
3. 条例の内容の検討	4
前 文	4
第 1 章 総則	10
第 2 章 こどもの権利	15
第 3 章 こどもの権利の保障	18
第 4 章 こどもに関する基本的な施策等	29
第 5 章 こどもに関する施策の推進	43
第 6 章 条例の見直し	45
第 7 章 委任	46

1. 県内のこどもに関する条例の状況

- 平成元年、「児童の権利に関する条約」（こどもの権利条約）が国連で採択され、日本は平成6年に批准を行いました。この条約の理念は、こどもの権利を考える際の世界共通の基盤となっています。
- 現在、全国では約170の市町村において、こどもの育成、支援、保護を目的に掲げた条例が策定されています（青少年健全育成条例等を含む）。
- 愛知県においては、令和6年9月末現在、こどもに関する条例を制定しているのは54市町村中12市町です。
- 12市町の条例のほとんどが、子どもの権利を総合的に保障する内容となっています。
- 一方、愛知県少子化対策推進条例は、子育て支援施策の推進のための原則を定めた条例となっています。

表1 愛知県等におけるこどもに関する条例の制定状況

自治体名	条例名	施行日
愛知県	愛知県少子化対策推進条例	平成19年4月1日
名古屋市	なごや子ども条例 (改正：なごや子どもの権利条例)	平成20年4月1日 (改正：令和2年)
豊田市	豊田市子ども条例	平成19年10月9日
岩倉市	岩倉市子ども条例	平成21年1月1日
日進市	日進市未来をつくる子ども条例	平成22年4月1日
幸田町	幸田町子どもの権利に関する条例	平成23年4月1日
知立市	知立市子ども条例	平成24年10月1日
知多市	知多市子ども条例	平成26年4月1日
東郷町	東郷町子ども条例	平成26年7月1日
小牧市	小牧市地域こども子育て条例	平成28年4月1日
津島市	津島市子ども条例	平成28年4月1日
西尾市	西尾市子ども条例	令和2年12月23日
瀬戸市	瀬戸市子どもの権利条例	令和4年10月1日

2. 条例の基本構成

■（仮称）大口町子ども条例の基本構成案

町民全体の 行動指針	前 文
	第 1 章 総則
	第 2 章 こどもの権利
	第 3 章 こどもの権利の保障
推進の仕組み	第 4 章 こどもに関する基本的な施策等
	第 5 章 こどもに関する施策の推進
	第 6 章 条例の見直し
	第 7 章 委任

【参考】他市事例では

- こどもに関する条例の先行事例を概観すると、章構成や表現、記載の具体度はそれぞれ異なるものの、①前文、②総則、③こどもの権利、④こどもの権利を保障するための大人の責務や役割、⑤こどもに関する施策とその推進体制、といった基本的な5つの要素によって構成されるものが多くなっています。
- 本町における条例の基本構成案も、これら5つの要素を含むものとなっています。なお、大人の担う役割は第3章のこどもの権利の保障において定めます。

表 2 他市事例における条例の章構成

名古屋市 なごや子どもの 権利条例	豊田市 子ども条例	日進市 未来をつくる 子ども条例	武蔵野市 子どもの権利 条例	大垣市 子育て支援 条例	川崎市 子どもの権利に 関する条例
前文	前文	前文	前文	前文	前文
1. 総則	1. 総則	1. 総則	1. 総則	1. 総則	1. 総則
2. 子どもの権利	2. 子どもにとって大切な権利	2. 子どもの大切な権利	2. 保障すべき子どもの権利		2. 人間としての大切な子どもの権利
3. 子どもの権利を保障する大人の責務	3. 家庭、育ち学ぶ施設及び地域における権利の保障	3. 大人による子どもの権利保障	3. 子どもの権利を保障するための役割	2. 子どもの育成と子育て支援に関する役割	3. 家庭、育ち学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障
			4. 子どもを支える人々への支援		4. 子どもの参加
4. 子どもに関する基本的な施策等	4. 子どもにやさしいまちづくりの推進	4. 子どもにやさしいまちづくりの推進	5. 子どもにやさしいまちづくりの推進		6. 子どもの権利に関する行動計画
	5. 子どもの権利の侵害に対する救済と回復	5. 子どもの権利侵害からの救済及び回復	6. 子どもの安全と安心の確保 7. 子どもの権利擁護の仕組み		5. 相談及び救済
5. 子どもに関する施策の総合的な推進	6. 子どもに関する施策の推進と検証		8. 条例の推進体制	3. 推進体制等	7. 子どもの権利の保障状況の検証

3. 条例の内容の検討

前 文

■条例制定の趣旨、理念、目的などを明確にするために設けます。

【事務局案】

すべてのこどもたちが幸せに暮らせるように、大口のこどもたちが未来を考え、思いや願いを綴り4つの前文を作りました。こどもたちが考えた前文は、似たような言い回しはありますが、それぞれの思いをグループで出し合い、まとめ上げたものです。個性を大切にするため、すべてを取り上げました。

この条例の前文の思いのように、こどもたちの権利が保障され、個性を大切に、健やかに育つことができる未来を目指します。

私たちの町大口は、桜が美しく自然豊かな町です。

また、人がやさしく、あいさつが飛び交う町です。

子どもが、笑顔になれるいこいの場所がたくさんあります。

子どもは自分の意見をおもうままに大人に伝えやりたいとすることができます。そして学ぶための場所が多くあります。

わたしたち子どもは、いつも笑顔でいることができます。いこいの場が多くあり、自然豊かだからこそ健康で遊び学ぶことができます。これらのかんきょうを最大げんいかし、大人になっても住み続けたいと思える大口町の未来をめざしここにこの条例をさだめます。

わたしたちの町大口は・・・桜がとてもきれいで、緑ゆたかで自然がたくさんあります。また、教育も充実しています。さらに行事が多く、ボランティア活動もさかんで、とても楽しくすみやすい町です。

子どもは、幸せに生きるために、お祭りや公園などの息抜きをしながら遊べる場を必要と考え、大人の助けを求めることができます。また、親に「ほしい」や「いきたい」などの気持ちを言葉で表すことができます。

大人は子供の意見を尊重します。地域は子供がすごしやすい環境を作ります。

(わたしたちこどもは、) 大口町は、あたたかな陽を浴びて育つ桜の木のように、豊かな自然の中で、おとなたちに見守られ、わたしたち自身でのびのびと健やかに育つことができる未来を目指します。また、次の世代のこどもたちにとっても(暮らしやすい) 大口町へとつないでいきます。

私たちの町大口は、桜がきれいでしぜんや田畑、やさしい人が多く、いろいろなしせつがととのっている町です。

こどもは自分の意志表示をはっきり伝えることが出来て、おとなは挫折した人を助けて、頑張っている人を応援します。

私たちこどもは、田んぼや畑、桜、川などの自然や、優しい町民たちを守りつつ、駅などの公共施設や商業施設をより発展させていき、充実して住みやすい町を目指し、この条例を定めます。

私達の町大口は自然豊かで桜や田んぼ、五条川などが見られる町です。

また、公園や学校などの公共施設も充実しています。さらに、地域住民も優しく笑顔あふれる町です。

こどもは自然豊かな町の施設を活かし、地域の方々とふれあうことで、様々な将来の可能性を広げ豊かな心を育むことができます。

大人は人との関わりや自然の大切さを教えると共にこどもの意見を尊重し、規則を守っていきます。

私達子どもは、五条川の桜や田んぼなどの美しい自然を守り、たくさんの公園やきれいな学校を最大限活かして行きます。そして、全ての世代の人がつどいさらに活気あふれる町にしていきます。

こどもたちの声に耳を傾け、思いや願いを受け止め、こどもにとって一番よいことのために一緒に考え、こどもが幸せに暮らすことができるまちの実現を目指し、大口町こども条例を制定します。

<方針>

この条例制定にあたり、前文はどんな考えや思いで制定したか、条例の最も大切なことが書かれます。また、大口町らしさを盛り込むことができるのも前文であることから、こどもたちの声を聴き、こどもたちの言葉で構成します。なお、いずれもこどもたちが考えた要素を話し合い、前後の文脈を考慮しながら作り上げたものであるため、ひとつの文に再編することはせず、また、こどもたちの作成した文章を尊重し、漢字かなづかいも原文のままこどもたちの思いとしてそのまま使用します。そして、最後に条例制定の趣旨である「こどもが幸せに暮らすことができるまちの実現」を目指していくことを改めて記載します。

論点

- ◆前文の構成は、上記のとおりでよいか。
- ◆前文の中でこどもの権利の重要性を述べる必要があるか、あるいは、本文に記載するため、前文では権利については触れることなくまとめるか。

参考：他市事例における前文

【日進市】

子どもは、社会の一員として仲間や大人とともに、よりよい未来をつくっていくことができる大切な存在です。

子どもたちは、次のように語ります。

「私たちは、いろいろなことを知り、学び、選び、目標に向かいチャレンジすることができます。

そのために必要な力を借りることもできます。

そして、夢をかなえることができます。

私たちは、大人のために利用されることはなく、気持ちや考えを言うことができます。

私たちには、助けてくれる人たち、支えてくれる人たちがいます。

私たちは、大切にされ、安全で、安心なまちに住むことができます。

私たちは、みんな仲間です。

お互いに受けとめ合い、協力することができます。

悩みを相談したり、助けを求めたりもできます。

生きていることが楽しいと思えることは、あたり前ではなく、とても素晴らしいことです。

私たちは、お互いの自由と権利を大切にして、ともに生きていたいと願います。

私たちは知ってほしい。守られていない権利があることを。

だから、この条例を知ってほしい。」

日進市とともに暮らす私たち市民は、子どもの権利や参加の機会を保障することが、子どもにとってやさしいまちづくりにつながると考え、この条例を定めます。

【武蔵野市】

すべての子どもには、ひとりの人間としての権利があります。

子どもは、一人ひとりかけがえのない存在です。すべての子どもは、どのような理由によっても差別されず、安心して他の人々とともに生きることができるよう、その権利と尊厳が守られます。

子どもは、その気持ちや願いを尊重され、愛されて育つことが大切です。

子どもには幸せに生きる権利があり、より良く生きるための幸福感が高められることが重要です。

子どもが暮らし、育つまちは、その一員である子どもにやさしいまちであるべきです。

武蔵野市は、子どもの権利条約に基づき、市民とともに、子どもの最善の利益を尊重する社会の実現を目指し、この条例を定めます。

そして、次に掲げる子どもたちのことばが実現できるまちを目指します。

「わたしたち子どもは、未来の希望となる種で、無限の可能性や能力があり、それらを発揮することができます。

わたしたちは、平和に生活することができ、さらに豊かで充実した人生を歩むことができます。

わたしたちは、おとなと同じように意見を言い、話し合うことができます。

わたしたちは、自分らしく生きるために、自分で考えて行動することができます。自分の夢を、自由に考えて決めることができます。

そのためには、わたしたちだけではできないこともあり、おとなの協力や支援が必要です。

未来の社会をつくるわたしたちは、知りたいことを学び、十分な教育を受けることで成長できます。

わたしたちは、不安に感じたり、なやんだり、困ったりしたときに、信頼できる人がいる場所で、

相談したり、助けを求めたりすることができます。

おとなと子どもは、お互いの権利を理解し尊重し合うことで、それぞれの権利を守ります。

また、わたしたち子どもは、お互いを尊重し合って行動することができます。

わたしたちは、自分自身のことを大切に思い、幸せを感じられるよう、これらのことを願います。

そして、これらの願いが届くようなまちであることを望みます。」

【泉南市】

泉南市に生まれ育つすべての子どもが、「生まれてきて良かった」と心から思える「子どもにやさしいまち（チャイルドフレンドリーシティ）」を実現していくため、この条例を定めます。

この条例は、「子どもにやさしいまち」を実現していくにあたっての原則と具体化の方向について、可能な限り明らかにしようとするものです。

この「子どもにやさしいまち」の実現を、ユニセフ（国連児童基金）は世界のすべての国と都市に呼びかけています。「子どもにやさしいまち」は、国連が1989年に採択した児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」といいます。）に基づいて、市と市民が手を携えて、みんなで子どもの権利を大切にする「まち」です。

子どもの権利条約は、すべてのおとなに「子どもの最善の利益」を第一に考慮すること（条約3条）を求めています。そして「子どもの最善の利益」は、まず子どもの意見を尊重すること（条約12条）を通して具体化することができる、としています。

そこで、この条例の検討にあたり、泉南市の小学生が次の「泉南・子ども・憲章」を起草しました。

私たちは 泉南の子どもです。

私たちは、子どもの平和のために3日間かけて話し合いました。

私たちは、泉南の自然が多くて、元気なところが、好きです。

そんなまちが好きだからこそ、私たち子どものことを大切にしてください。

おかあさんやおとうさん、おうちのひとへ

家庭の中で暴力（DV）や虐待はないですか？

おとなの都合や事情で私たち子どもを巻き込む前に

私たち子どもの気持ちを理解してください。

私たち子どもの心や身体を傷つけないでください。

私たちもがんばりますから、自分で選んで、自分のペースで過ごさせてください。

どんな苦労があろうとも、笑顔がある家庭を子どもといっしょに、つくってください。

学校の先生へ

学びやすく、ひとりひとりの意見を大切にする、居心地のよい学校にしてください。

いじめのことを相談できる先生や場所を増やしてください。

いじめられている子どもを助けることができる学校にしてください。

いじめがなく、仲の良い学校（クラス）をいっしょにつくりましょう。

まちのおとなへ

子どもたちのために、公園の遊具を減らさないでください。
きれいで、安全なまちにしてください。
子どもたちも泉南のまちをよくしたいと考えていることを知ってください。

私たちの気持ちをきくときに大切にしてほしいことは
話を途中でさえぎらないで最後までちゃんときいてください。
きいたあとは、やさしく接してください。
すぐに評価するのは待ってください。

私たちは、他のひとの気持ちや意見をきくことも大切にします。

この泉南の子どもたちからのメッセージを読んで、あらためて思い起こされるのは、2002年5月、国連子ども特別総会に世界から集まった374人の子どもたちが書き上げたメッセージです。それは次のように訴えています。

私たちは世界の子どもです。
私たちは子どもにふさわしい世界を望んでいます。
なぜなら、私たちにふさわしい世界は、
すべての人にふさわしい世界だからです。

私たちにふさわしい世界では、
子どもの権利が尊重されています。搾取・虐待・暴力はありません。
もう戦争もありません。必要な保健ケアが提供されます。
HIV／エイズがなくなります。環境が守られます。
貧困の悪循環はありません。教育が受けられます。

子どもたちが積極的に参加することができます。
私たちは問題の根源ではありません。私たちは問題解決に必要な資源です。
私たちは支出ではありません。私たちは投資です。
私たちは単なる若者ではありません。私たちはこの世界の市民なのです。
おとなのみなさんは私たちを未来と呼びます。
けれども、私たちは「いま」でもあるのです。

(参照：「私たちにふさわしい世界」日本ユニセフ協会訳、抄)

泉南の子どもたちの言葉は、世界の子どもたちの言葉と響きあっています。

子どもたちの声に耳を傾け、その思いを受け止め、さらに対話を深め、そうして子どもと、おとなとが、互いにパートナーとして、「子どもにやさしいまち」を実現していくため、この条例を制定します。

【東京都北区】

〈子どもたちからのメッセージ〉

私たち子どもは、ゆったりと安心できる場所で休めるとき、幸せを感じます。大人のみなさんには、私たち子どもが生まれながらに持っている、育つ権利や生きる権利をはじめとした、様々な権利を大切にしてほしいです。

私たち子どもは、努力が報われたときや、できなかったことができるようになったとき、幸せを感じます。大人のみなさんには、私たち子どもが失敗をおそれず、くり返し挑戦できる環境をつくってほしいです。

私たち子どもは、おいしいものを食べているときや安心してねむっているとき、また「楽しい」と笑顔になれるときに、幸せを感じます。大人のみなさんには、子ども同士や大人と子どもで共に笑い合える時間を作ってほしいです。そして、安全に過ごせる環境づくりに努めてほしいです。

私たち子どもは、一人ひとり、やりたいことやできることがちがいます。大人のみなさんには、自分が子どもだったときのことを思い出し、私たち子どもが心からやりたいことを自由に行おうとする姿勢を温かく見守り、一人ひとりに合わせた応援をしてほしいです。

私たち子どもは、言いたいことをうまく言えないときがあります。そんなとき、大人のみなさんには、私たち子どもの話にしっかりと耳をかたむけ、ありのままの私たちを受け入れてほしいです。

〈大人からのメッセージ〉

私たち大人は、東京都北区（以下「区」といいます。）と協力して、子どものみなさんが幸せな状態で生活を送ることができるよう、この条例の趣旨をふまえ、子どもの視点に立って、子どものみなさんと関わるよう努力します。

〈区からのメッセージ〉

子どものみなさん。区は、みなさんが幸せを感じながら健やかに成長できることが、何よりの幸せであると思っています。そのため、みなさんの様々な権利が保障されるよう、全力を挙げて取組を進めます。

大人のみなさん。区は、子どもの育ちと子育てを支援するため、全ての区民のみなさまに協力を求めてまいります。

区は、児童の権利に関する条約（平成六年条約第二号）の理念に基づき、前述のような子どもたち・大人からの思いがかない、子どもたちが幸せな状態で生活を送ることができるようこの条例を制定します。

第1章 総則

■条例の目的や位置づけ、用語の定義などを行います。

【基本構成の事務局案】

第1条 目的

第2条 定義

<方針>

「目的」、「定義」を位置付けます。

論点

- ◆定義では「こども」、「保護者」、「育ち学ぶ施設」、「地域住民等」、「事業者」の解説が必要と考えられるが、これらの分類及び表現方法でよいか。また、これらの他にも意味を共有しておく必要のある用語はないか。
- ◆「こども」の定義は、どのようにするか。

【参考】他市事例では

- 「目的」と「定義」については、ほぼすべての自治体において共通して設けられています。

(1) 目的

■条例の解釈や運用の指針となる制定目的を定めます。

【事務局案】

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法、児童の権利に関する条約、こども基本法等の精神に基づき、こどもの権利を保障し、こどもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、こどもが幸せに暮らすことができるまちの実現を目指すことを目的とします。

<方針>

目的は「こどもが幸せに暮らすことができるまちの実現」であり、そのためにこどもの権利が保障され、本条例がこどもに関する施策の基本となり、こどもに関するすべての関係者が同じ方向を見て連携、協力することが必要になると考えられます。

【参考】他市事例では

- 前文で記述された条例制定の背景等を踏まえつつ、その目的を定めています。

○基本的な内容としては、こどもの権利を保障するため、家庭や地域などの役割分担を明確にし、こどもの健やかな成長を地域全体で支える、などとなっています。

参考：他市事例における「目的」

【名古屋市】（目的）

第1条 この条例は、子どもの権利及びその権利を保障するための市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指すことを目的とする。

【日進市】（目的）

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約の理念に基づいて、子どもの基本的人権としての子どもの権利を保障し、子どもがいきいきと育つことを地域社会全体で支え合う仕組みを定めることにより、子どもとともに、子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的とします。

【武蔵野市】（目的）

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」といいます。）、日本国憲法その他関連する法令などに基づいて、現在と将来の子どもにとって大切な権利を保障するため、市、市民、保護者および育ち学ぶ施設の役割を明らかにするとともに、権利の主体である子どもが家庭、育ち学ぶ施設、地域などの一員として、自分らしく安心して暮らすことができるまち、子どもの権利が尊重されるまちをつくることを目的とします。

【豊田市】（目的）

第1条 この条例は、日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合う仕組みを定めることにより、子どもが幸せに暮らすことのできるまちを実現することを目的とします。

【尼崎市】（この条例の目的）

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの人権を尊重することを基本とした子どもの育成に関し、基本理念を定め、保護者、地域住民、子ども施設、事業者の役割及び市の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策についての基本的事項及び子どもの育ちを支える仕組みを定めることにより、全ての子どもが健やかに育つ社会の実現に寄与することを目的とする。

【江戸川区】（目的）

第1条 この条例は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考え、子どもの権利を大切に守っていくために、その基本となる考えをみんなで理解し、江戸川区のまち全体で子どもの健やかな育ちを支えていくことを目的とします。

（2）定義

■条例内で使用される用語の定義付けを行います。

【事務局案】

(定義)

第2条 この条例で「子ども」とは、18歳未満の人をいいます。また、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人を含みます。

2 この条例で「保護者」とは、子どもを現に養育する親と里親その他の親に代わり子どもを養育する者をいいます。

3 この条例で「育ち学ぶ施設」とは、子どもを対象とする学校、社会教育施設、児童福祉施設など、その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

4 この条例で「地域住民等」とは、大口町まちづくり基本条例第2条に定める住民及びまちづくりの担い手で、子ども以外のものをいいます。

5 この条例で「事業者」とは、事業活動を行うすべての人や団体をいいます。

<方針>

「定義」で位置付ける用語は、条例内で使われるもののうち特に用語の意義を明確にする必要があるものを取り上げます。

- (1) 子ども…児童福祉法や児童の権利に関する条約との整合性を考慮し、原則18歳未満とします。ただし、子ども基本法では、「心身の発達の過程にある者」としていること、支援を必要とする者が一定の年齢で上限を画されることのないよう、必要に応じて拡大的に認めることがふさわしい人を含めることとします。
- (2) 保護者…子どもを現に養育する親と里親、その他の親に代わり子どもを養育する者には、祖父母や児童福祉施設の長などを想定しています。
- (3) 育ち学ぶ施設…幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学などの学校、図書館、公民館などの社会教育施設、保育所、児童センター、児童養護施設などの児童福祉施設、その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設を含みます。
- (4) 地域住民等…大口町まちづくり基本条例第2条に定める住民及びまちづくりの担い手で、子ども以外のものとし、具体的には次のとおりです。

(1) 「住民」とは、次の三つの者をいいます。

ア 大口町内に居住する個人

イ 大口町内で営利を目的としない活動を継続的に行う住民団体

ウ 大口町内で公益、非営利又は営利を目的に活動している事業所

(2) 「まちづくりの担い手」とは、次の三つの者をいいます。

ア 住民や地域自治組織

イ 大口町外から大口町に通勤又は通学している個人

ウ 大口町のまちづくりに関わる大口町外に居住する個人

- (5) 事業者…事業活動を行うすべての人や団体をいいます。

【参考】他市事例では

○「こども」は、こども基本法施行以降も、原則18歳未満とし、拡大的に認めると定義する事例が多く共通していますが、表現方法は自治体によってさまざまです。

○「こども」以外には、「保護者」、「育ち学ぶ施設」、それに関連して「学校等関係者」あるいは「施設関係者」、「地域住民等」、「事業者」などについて定義されています。

参考：こども基本法及び他市事例におけるこどもの定義		
	施行年月	こどもの定義
こども基本法	令和5年4月	この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。
武蔵野市	令和5年4月	18歳未満の市民（団体を除きます。）その他これらの者とひとしく権利を認めることが適当と認められる者をいいます。
東京都北区	令和6年4月	この条例において「子ども」とは、次の各号のいずれかに当てはまる十八歳未満の人およびこれらの人と等しく権利を認めることが適当と認める人をいいます。 一 区内に住んでいる人 二 区内で学んでいる人または働いている人 三 前二号に当てはまる人のほか、区内で生活し、または活動する人
伊達市	令和6年4月	心身の発達の過程にあるおおむね18歳までの者をいう。
見附市	令和6年4月	心身の発達の過程にある者をいい、こども・子育て支援施策の対象となるこどもの範囲は、施策ごとに定めるものとします。
鉏路町	令和6年4月	18歳未満の者その他これに準じてその成長への支援が必要であると認められる者をいう。

参考：他市事例における「定義」
<p>【名古屋市】（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。</p> <p>(2) 保護者 親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。</p> <p>(3) 地域住民等 地域の住民及び団体をいう。</p> <p>(4) 学校等関係者 学校、保育所、児童養護施設その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設の関係者をいう。</p>
<p>【豊田市】（定義）</p> <p>第2条 この条例で「子ども」とは、18歳未満の人をいいます。また、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人を含みます。</p> <p>2 この条例で「育ち学ぶ施設」とは、子どもを対象とする学校教育施設、社会教育施設、児童福祉施設などをいいます。</p> <p>3 この条例で「事業者」とは、事業活動を行うすべての人や団体をいいます。</p>
<p>【日進市】（定義）</p>

第2条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 子ども 市内に住んだり、市内で学んだり、活動したり、働いたりする18歳未満の人その他これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人をいいます。
- (2) 保護者 親又は親に代わって子どもを養育する立場にある人をいいます。
- (3) 育ち学ぶ施設 市内にある学校、児童福祉施設など子どもが育ち、学ぶために通学し、通園し、通所し、又は入所する施設をいいます。
- (4) 施設関係者 育ち学ぶ施設の設置者、管理者、教員及び職員をいいます。
- (5) 地域住民など 地域の住民、地域で活動を行う団体、市内の事業者などをいいます。

【武蔵野市】（言葉の意味）

第2条 この条例において、次に掲げる言葉の意味は、その言葉の後に説明されているとおりです。

- (1) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会および市議会をいいます。
- (2) 市民 武蔵野市の区域内（以下「市内」といいます。）に住所を有する者、市内にある育ち学ぶ施設に在籍する者、市内にある事務所または事業所に勤務する者および市内にある事務所または事業所において事業活動その他の活動を行う者または団体をいいます。
- (3) 子ども 18歳未満の市民（団体を除きます。）その他これらの者とひとしく権利を認めることが適当と認められる者をいいます。
- (4) 保護者 子どもを現に養育する親と里親その他の親に代わり子どもを養育する者をいいます。
- (5) 育ち学ぶ施設 市内にある、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校（以下「学校」といいます。その他子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

第2章 こどもの権利

■こどもの権利について明確化します。

【基本構成の事務局案】

第3条 こどもにとって大切な権利

【参考】他市事例では

- 児童の権利に関する条約における子どもの権利の4つの柱（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）をもとに、他市の多くの条例でも概ねこれに基づく形で設定されています。ただし、この説明は現在使われておらず、いわゆる4原則（差別の禁止、生命、生存及び発達に対する権利、児童の意見の尊重、児童の最善の利益）が使用されています。
- こども基本法の基本理念は、児童の権利に関する条約の4原則の趣旨を踏まえて規定されています。

表3 他市事例における「子どもの権利」と主な内容

名古屋市	豊田市	日進市	町田市	武蔵野市
<ul style="list-style-type: none">○子どもにとって大切な権利○安全に安心して生きる権利○一人一人が尊重される権利○のびのびと豊かに育つ権利○主体的に参加する権利	<ul style="list-style-type: none">○子どもの権利と責任○安心して生きる権利○自分らしく生きる権利○豊かに育つ権利○参加する権利	<ul style="list-style-type: none">○権利の保障と尊重○愛される権利○守られる権利○自分らしく生きる権利○気持ちや考えを伝える権利○学ぶ権利○遊ぶ権利○心や体を休める権利○自然とふれ合う権利○参加する権利○ともに生きる権利	<ul style="list-style-type: none">○生きる権利○育つ権利○守られる権利○参加する権利	<ul style="list-style-type: none">○子どもにとって大切な子どもの権利

(1) こどもの権利

■こどもの権利の保障について定めます。

【事務局案】

(こどもにとって大切な権利)

第3条 こどもは、児童の権利に関する条約の考えに基づき、あらゆる場面で、権利の主体としてこどもの権利が保障され、次に掲げる権利が特に大切なものとして保障されなければなりません。

- (1) 命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと。
- (2) 愛情と理解を持ってはぐくまれること。
- (3) 健康に生き、適切な医療が受けられること。
- (4) いじめ、虐待、体罰などあらゆる暴力から心や体が守られること。
- (5) 障がい、民族、国籍、性別その他のこども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと。
- (6) 個性が認められ、人格が尊重され、自分らしく生きること。
- (7) 権利の侵害から逃れられ、権利の侵害を受けたときに支援や救済を求めること。
- (8) プライバシーが守られること。
- (9) 自分が持っている能力を伸ばすための必要な支援を受けること。
- (10) 年齢や発達に応じて自分に関することを自分で決めことができ、必要に応じて適切な支援を受けること。
- (11) 学ぶこと。
- (12) 遊ぶこと。
- (13) 文化、芸術、スポーツ及び自然に親しむこと。
- (14) 安心できる居場所が確保され、心と体を休めることができること。
- (15) 家庭、育ち学ぶ施設、地域等の場で自分の意見を表明すること。
- (16) 表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされ、尊重されること。

<方針>

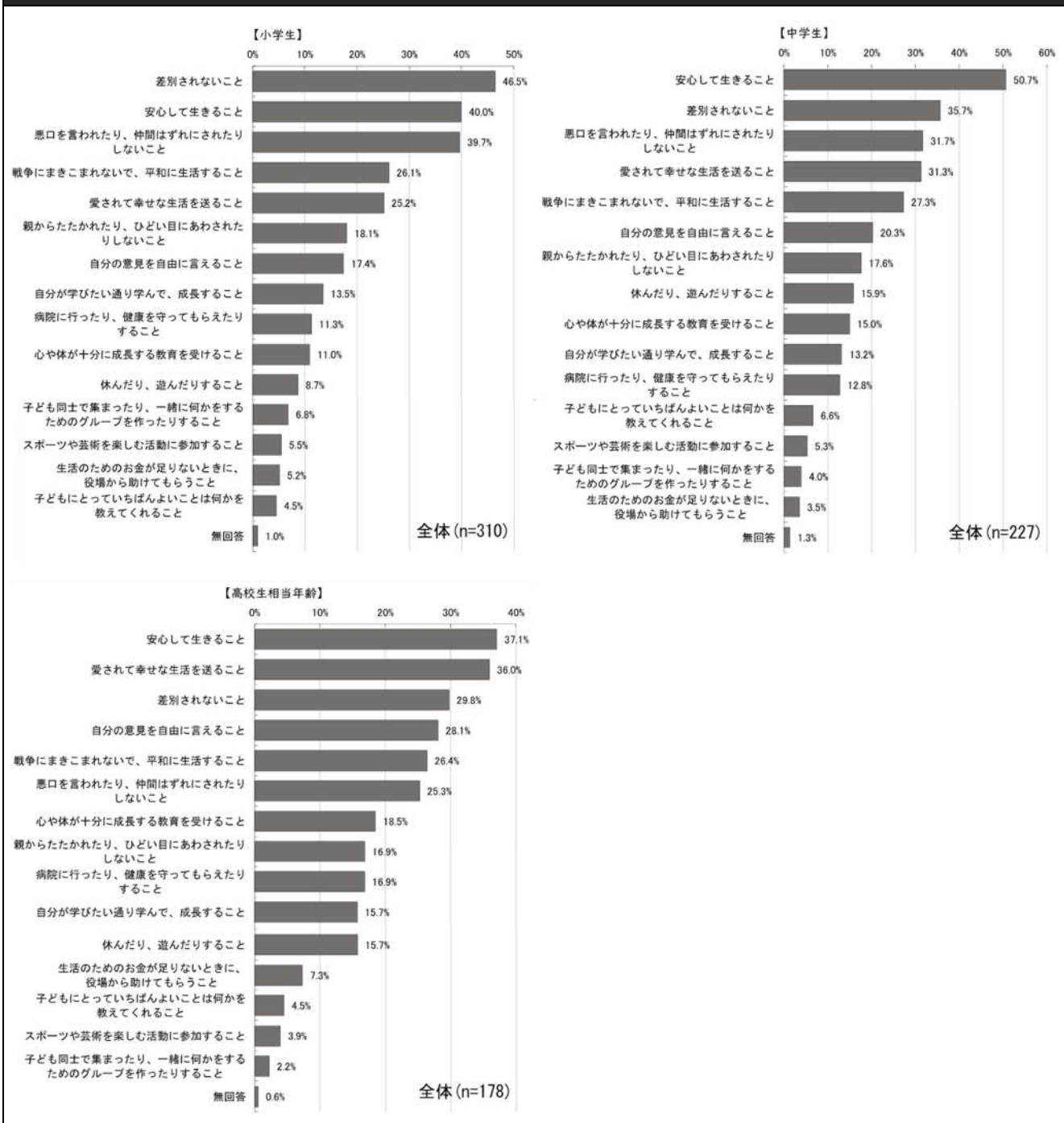
こどもは、権利の主体として児童の権利に関する条約に基づき、家庭、育ち学ぶ施設及び団体の活動、地域社会等あらゆる場面でこどもの権利が保障されます。児童の権利に関する条約で定められている権利すべてが保障されていますが、特に大切なものとして16項目を掲げます。

論点

◆こどもの権利について、どこまで、どのように記述するか。

【参考】大口町子ども条例に関するアンケート調査結果報告書より

参考：【問5】大切だと思う子どもの権利



【参考】ふれあいまつり2023でのブース出展におけるキーワード

参考：こども自身が大切にしたいことをききました

友達 31件／家族 30件／趣味、遊び、好きなこと 22件／命 8件／お金 7件／みんながなかよく 3人／勇気 1件／心 1件／夢 1件／自分 1件／勉強 1件／学校へ行くこと 1件／公平に接すること 1件／お守り 1件／全部 1件／ペット 1件

第3章 こどもの権利の保障

■こどもの権利を保障するため、こどもに関係する大人が担う役割をそれぞれ主体ごとに位置付けるとともに、これらの連携・協力について明確化します。

【基本構成の事務局案】

- 第4条 町の責務
- 第5条 保護者における権利の保障
- 第6条 育ち学ぶ施設の関係者における権利の保障
- 第7条 地域住民等における権利の保障
- 第8条 事業者における権利の保障

<方針>

こどもの権利を保障するための大人が担う役割について、町、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、地域住民等、事業者の主体ごとに個別の項目を設けて、それぞれ位置付けます。

論点 ◆事務局案に漏れはないか。

表4 他市事例における「大人の役割・責務」の基本構成

名古屋市	豊田市	日進市
第3章 子どもの権利を保障する大人の責務 ○共通の責務 ○市の責務 ○保護者の責務 ○地域住民等の責務 ○学校等関係者の責務 ○事業者の責務	第3章 家庭、育ち学ぶ施設及び地域における権利の保障 ○家庭における権利の保障 ○育ち学ぶ施設における権利の保障 ○地域における権利の保障	第3章 大人による子どもの権利保障 ○共通の責務 ○保護者の責務 ○施設関係者の責務 ○地域住民などの責務 ○市の責務
武蔵野市	東京都北区	町田市
第3章 子どもの権利を保障するための役割 ○市の役割 ○市民の役割 ○保護者の役割 ○育ち学ぶ施設の役割	第2節 子どもの権利を保障するための役割 ○区の役割 ○保護者の役割 ○区民等の役割 ○育ち学ぶ施設および団体の役割	第3章 子どもの権利を保障する大人の責務 ○大人の責務 ○保護者の責務 ○施設関係者の責務 ○地域住民の責務 ○事業者の責務 ○市の責務

(1) 町の責務

■行政としての責務を位置付けます。

【事務局案】

(町の責務)

第4条 町は、国、他の公共団体及び関係機関と協力して、こどもの権利が保障されるよう努め、こどもに関する施策を総合的に実施しなければなりません。

2 町は、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、事業者、地域住民等がそれぞれの役割を果たすことができるよう必要な支援を行わなければなりません。

<方針>

本条例の目的の達成のため、町が果たすべき責務は何かを記載します。

しかしながら、町単独でできることは限られているため、関係機関等との連携及び協力が必要となります。そのうえで、施策の推進と必要な支援を行います。

【参考】他市事例では

○国、他の地方公共団体、地域住民、他の関係機関等と連携・協働するとともに、こどもに関する施策の実施と必要な支援を行うこととしています。また、必要な財政上の措置その他の措置を講じることを記載している事例もあります。

参考：他市事例における「市町村の責務」

【名古屋市】(市の責務)

第9条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、及び協働するとともに、子どもに関する施策を実施しなければならない。

2 市は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

3 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければならない。

【豊田市】(責務)

第3条 保護者は、子育てについての第一義的責任を持ち、子どもの年齢や発達にふさわしい環境の下で子どもを育てなければなりません。

2 市は、保護者が子育てについての第一義的責任を遂行するために必要な支援をしなければなりません。

3 市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの権利を保障し、お互いに協力して子どもの育ちを支え合わなければなりません。

4 市は、国や他の公共団体などと協力して、市の内外において子どもの権利が保障されるよう努めなければなりません。

【日進市】(市の責務)

第19条 市は、保護者、施設関係者、地域住民などと連携し、及び協働し、子どもの権利を保障するため

に、必要な施策を実施しなければなりません。

- 2 市は、保護者、施設関係者、地域住民などが、それぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければなりません。

【武蔵野市】（市の役割）

第6条 市は、子どもの権利を保障するため、子どもに関する施策を総合的に実施するとともに、市民、保護者および育ち学ぶ施設の関係者と連携し、子どもにやさしいまちづくりを推進します。

【町田市】（市の責務）

第12条 市は、子どもの権利を保障するため、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者と連携し、及び協力して、子どもに関する施策を実施しなければなりません。

- 2 市は、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者が、それぞれの責務を果たすことができるよう必要な支援を行わなければなりません。

（2）保護者における権利の保障

■保護者における権利の保障を位置付けます。

【事務局案】

（保護者における権利の保障）

第5条 保護者は、こどもの養育についての第一義的な責任を有していることを認識し、こどもの年齢や発達段階に応じた養育に努めなければなりません。この場合において、保護者は、必要に応じて町及びその他関係機関に相談し、支援を求めることができます。

- 2 保護者は、こどもの思いや願いを受け止め、こどもにとって一番よいことのために一緒に考え、話し合い、こどもの意見等を尊重するよう努めなければなりません。

<方針>

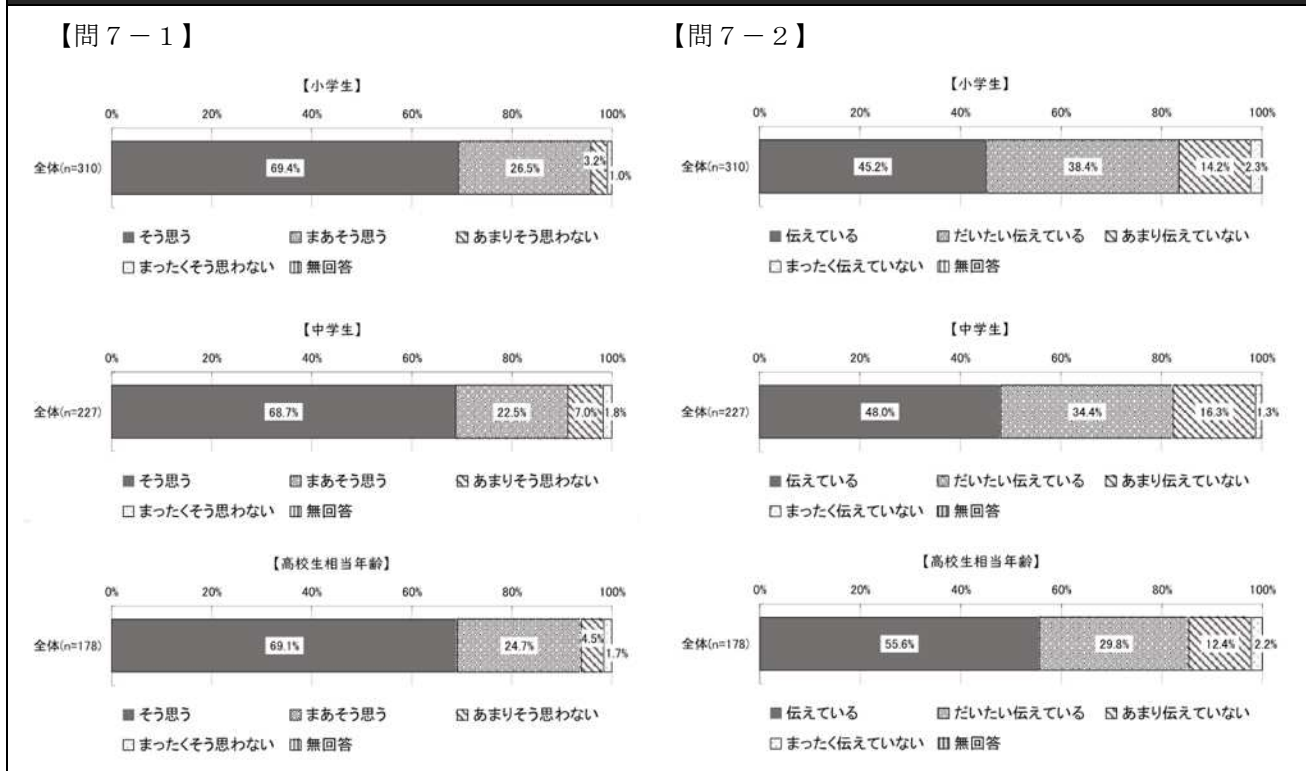
こどもの権利を保障するために、保護者が担う役割を位置付けます。ただし、保護者が孤立してしまうことのないよう必要に応じて相談すること及び支援を求めることができる旨を記載します。

【参考】大口町子ども条例に関するアンケート調査結果報告書より

○家族に自分の考えが大切にされていると感じるこどもが90%以上です。一方、あまりそう思わない、まったくそう思わないと感じるこどもがいます。また、家族に自分の考えをはっきり伝えているかどうかでは、15%前後があまり伝えていない、伝えていないと回答しています。

参考：【問7-1】 家族に自分の考えが大切にされていると思いますか。

【問7-2】 家族に自分の考えをはっきり伝えていきますか。



【参考】 他市事例では

○保護者の表現が多く用いられ、こどもの養育と成長についての第一義的な責任を有する等とされています。

参考：他市事例における「保護者における権利の保障」

【名古屋市】（保護者の責務）

第10条 保護者は、子どもの養育及び発達に家庭が果たす役割を理解するとともに、その第一義的な責任は保護者が有することを自覚し、子どもを守り育てなければならない。

2 保護者は、子どもの健やかな育ちのため、子どもにとっての最善の方法を考え、子ども一人一人の発達段階に応じた養育に努めなければならない。

【豊田市】（家庭における権利の保障）

第9条 保護者は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた援助や指導をしなければなりません。

2 保護者は、子どもの気持ちや考えを受け止め、それにこたえていくとともに、子どもと十分に話し合わなければならない。

3 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、保護者が子どもと育ち合い、学び合うことができるよう、学習の機会や情報の提供などの必要な支援をしなければなりません。

4 保護者は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。

5 保護者は、たばこや酒類の害から、子どもを保護しなければなりません。

【日進市】（保護者の責務）

第16条 保護者は、子育てに第一の責任を持つものとして、次のことに取り組まなければなりません。

- (1) 子どもが安心して過ごせる環境を確保すること。
- (2) 子どもの気持ちや考えを受けとめ、十分に話し合うこと。
- (3) 子どもとともにいる時間を大切にし、子どもが豊かに育つための機会をつくり出すよう努めること。

【藤枝市】（保護者の責務）

第7条 保護者は、こどもの養育及び権利の保障について最も重要な責任があることを認識し、必要に応じて市等及び関係機関に相談し、支援を求め、こどもの年齢及び発達に応じた養育に努めるものとする。

- 2 保護者は、こどもが自らの権利を正しく理解するとともに、自らの権利と同様に、他者の権利を尊重できるよう支援に努めるものとする。
- 3 保護者は、こどもとの時間を大切にし、こどもが健やかに育つ環境の整備に努めるものとする。

【町田市】（保護者の責務）

第8条 保護者は、こどもの養育、発達及び権利の保障について最も重要な責任を持つべき存在であることを自覚し、子どもにとっての最善の利益は何かを考えて、子どもを養育しなければなりません。この場合において、保護者は、必要に応じて市に相談し、及び支援を求めるものとします。

【むつ市】（保護者の役割）

第5条 保護者は、こどもの成長及び発達について第一に責任及び義務があることを認識し、こどもの最善の利益を考え、その権利を保障しなければならない。

- 2 保護者は、こどもの意見等に耳を傾け、こどもの年齢、成長及び発達に応じて、こどもの意見等を尊重するように努めるものとする。
- 3 保護者は、育てているこどもに対して、虐待等こどもの権利を侵すような行為を行ってはならない。
- 4 保護者は、こどもを育てることに困ったときは、市その他関係機関に必要な支援を求め、より良い家庭環境づくりに努めるものとする。

（3）育ち学ぶ施設の関係者における権利の保障

■学校など、こどもが関わる施設の関係者が担う役割を位置付けます。

【事務局案】

（育ち学ぶ施設の関係者における権利の保障）

第6条 育ち学ぶ施設の関係者は、こどもの年齢や発達段階に応じた指導や必要な支援に努めなければなりません。

- 2 育ち学ぶ施設の関係者は、虐待、体罰、いじめ等からこどもを守るため、関係機関と連携、協力し、その未然防止及び解決に向けて努めなければなりません。
- 3 育ち学ぶ施設の関係者は、こどもの思いや願いを受け止め、相談に応じ、こどもの

意見等を尊重するよう努めなければなりません。

4 育ち学ぶ施設の関係者は、こどもが安全に安心して学び、活動できるよう、環境整備に努めなければなりません。

<方針>

こどもたちが家庭以外で最も多くの時間を過ごす場所である学校等において、その関係者が担うべき役割を位置付けます。

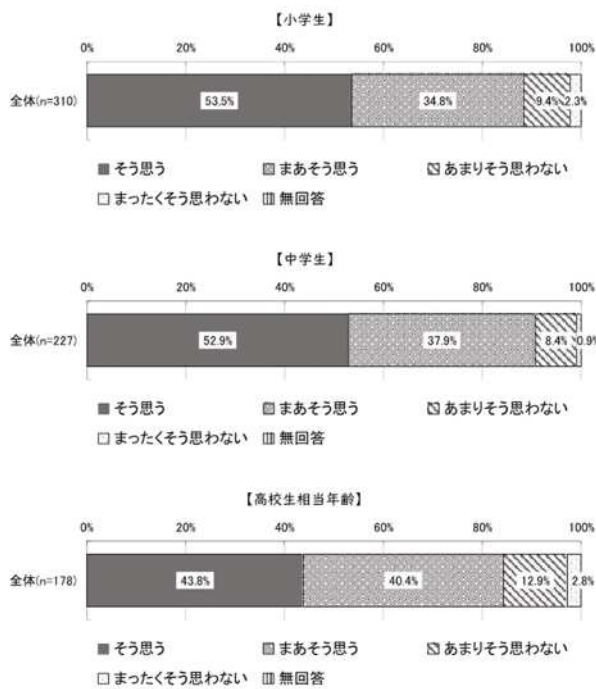
【参考】大口町子ども条例に関するアンケート調査結果報告書より

○学校の先生及び家族や学校の先生以外に自分の考えが大切にされていると感じるこどもは8割から9割程で、両者に大きな差はありませんが、小中学生ではそう思うと回答する割合は学校の先生の方が高い傾向にあります。また、自分の考えをはっきり伝えている、だいたい伝えているこどもは7割程で、自分の考えが大切にされている、意見をはっきり伝えていると回答する高校生相当年齢のこどもは、家族や学校の先生以外の大人の方が高い傾向にあります。ただし、小中学生、高校生相当年齢でも伝えていないの割合が5%前後高くなっています。

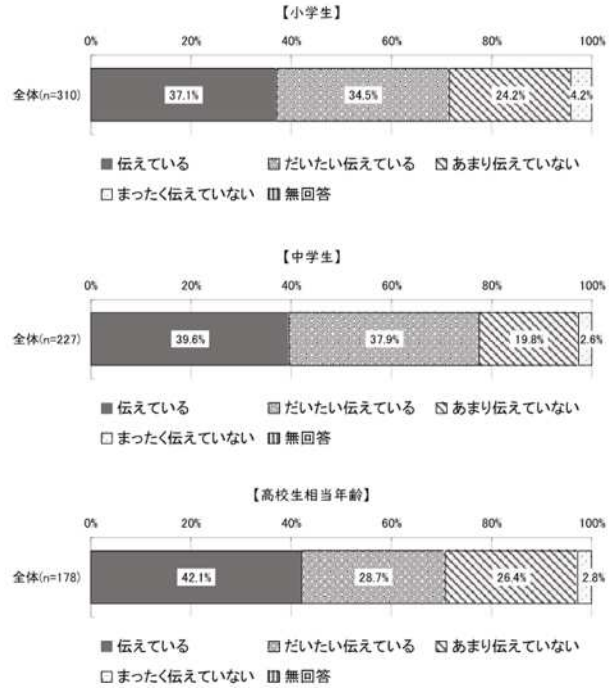
参考：【問7-3】学校の先生に、自分の考えが大切にされていると思いますか。

【問7-4】学校の先生に、自分の考えをはっきり伝えていますか。

【問7-3】



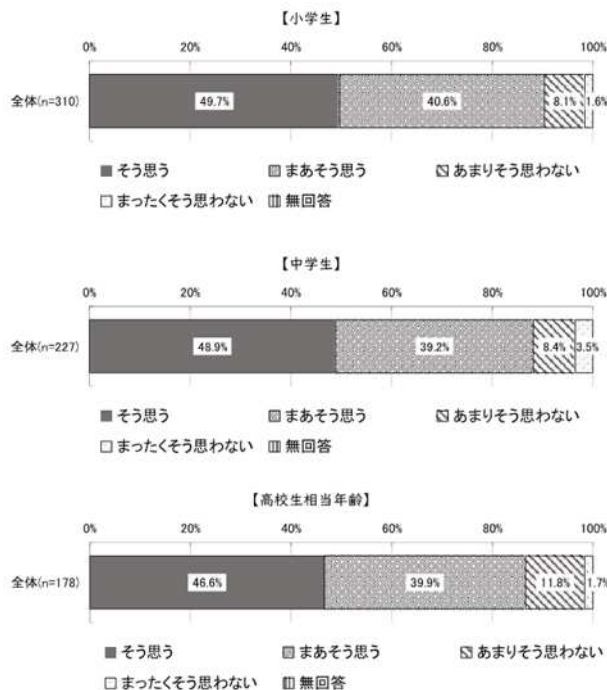
【問7-4】



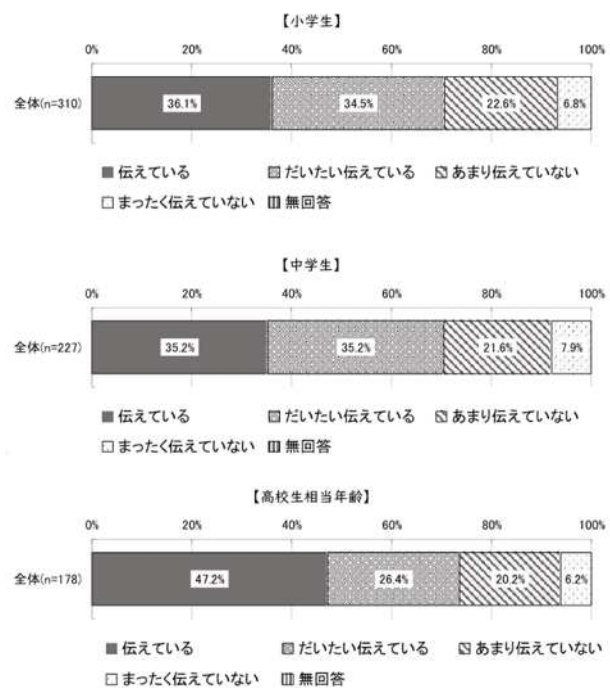
【問 7-5】 家族や学校の先生以外の大人に自分の考えが大切にされていると思いますか。

【問 7-6】 家族や学校の先生以外の大人に自分の考えをはっきり伝えていきますか。

【問 7-5】



【問 7-6】



【参考】 他市事例では

- 学校等、育ち学ぶ施設、または施設関係者などの名称が用いられています。
- 教育環境の充実と必要な指導や援助を行うとともに、体罰や虐待、いじめから子どもを守ることが責務であるとされています。

参考：他市事例における「育ち学ぶ施設の関係者における権利の保障」

【名古屋市】（学校等関係者の責務）

- 第 12 条 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが主体的に学び、及び育つことができるよう、必要な支援に努めなければならない。
- 2 学校等関係者は、虐待、体罰、いじめ等から子どもを守るため、その解決に向け、関係機関と連携していくよう努めなければならない。
 - 3 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが子どもの権利について理解し、及び自分の意見を表明することができるよう、必要な支援に努めなければならない。

【豊田市】（育ち学ぶ施設における権利の保障）

- 第 10 条 育ち学ぶ施設は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた援助や指導をしなければなりません。
- 2 育ち学ぶ施設は、子どもの気持ちや考えを受け止め、相談に応じ、対話などをしなければなりません。
 - 3 育ち学ぶ施設は、子どもを育ち学ぶ施設の一員として認め、その主体的な自治的活動を支援しなければ

ばなりません。

4 育ち学ぶ施設の管理者は、育ち学ぶ施設の職員が子どもと育ち合い、学び合うことができるよう、職場環境の整備や研修の機会の提供などの必要な支援をしなければなりません。

5 育ち学ぶ施設は、いじめを防止するとともに、子どもがいじめについて相談しやすい環境を整備しなければなりません。また、いじめが発生したときは、関係する子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて対応しなければなりません。

6 育ち学ぶ施設は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。

7 育ち学ぶ施設、保護者及び子どもは、いじめや虐待、体罰などの暴力を許してはなりません。

【日進市】（施設関係者の責務）

第17条 施設関係者は、子どもの教育や福祉にたずさわるものとして、次のことに取り組みなければなりません。

- (1) 子どもが豊かに育つ環境や教育を充実させること。
- (2) 子どもの気持ちや考えを受けとめ、子どもが自分に関わることに参加する機会を設けること。
- (3) 虐待やいじめを予防し、その早期発見に努めること。
- (4) 子どもの権利を理解し、保障するために、研修など職場環境を充実させること。

【知立市】（施設関係者の責務）

第11条 施設関係者は、子どもの教育や福祉に携わるものとして、次のことに取り組みなければなりません。

- (1) 子どもが豊かに育つ環境や教育を充実させること。
- (2) 子どもの気持ちや考えを受け止め、相談に応ずること。
- (3) 虐待、体罰及びいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、解決に向けて努力すること。
- (4) 子どもの権利を理解し、保障するために、研修など職場環境を充実させること。

【小金井市】（育ち学ぶ施設での子どもの権利の保障）

第13条 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの権利を保障しながら、子どもが自分自身の力で、育ったり、学んだりできるよう支援しなければなりません。その際、育ち学ぶ施設しせつの関係者の責任において、子どもにとって最もためになることを第一に考えるものとします。

- 2 育ち学ぶ施設の関係者は、障がいのある子どもに配慮し、その子どもができる限り力を出せるよう、適切な支援を特に行わなければなりません。
- 3 育ち学ぶ施設の関係者は、その施設で事故などがおこらないようにいつも心がけるとともに、子どもの安心と安全のための体制を整え、それを保つよう努力しなければなりません。
- 4 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもに対して、虐待や体罰など、子どもの権利を侵すような行為を行ってはなりません。
- 5 育ち学ぶ施設の関係者は、育ちや学びに関する情報をできるだけ提供するとともに、施設での活動について子どもや市民に説明する責任を果たさなければなりません。
- 6 育ち学ぶ施設の関係者は、子ども本人に関する書類などを、適切に管理し取り扱わなければなりません。
- 7 育ち学ぶ施設の関係者は、親等、市、関係機関、関係団体と、互いに連絡し協力し合い、子どもの権利が保障されるよう努力しなければなりません。

(4) 地域住民等における権利の保障

■地域住民等の担う役割を位置付けます。

【事務局案】

(地域住民等における権利の保障)

第7条 地域住民等は、こどもが地域社会とのかかわりの中で豊かな人間性を育むことを認識し、必要な支援に努めなければなりません。

2 地域住民等は、虐待等あらゆる暴力及び犯罪からこどもを守るため、地域一体となってこどもを見守り、安全で安心な地域づくりに努めなければなりません。

<方針>

地域社会全体で子育てや子育てを支え合うために、地域の住民や団体が担う役割を位置付けます。

【参考】他市事例では

○地域、地域住民等、市民などの表現が用いられ、こどもを地域社会の一員と認識し、地域で見守り、支援することに努めることとされています。

参考：他市事例における「地域住民等における権利の保障」

【名古屋市】(地域住民等の責務)

第11条 地域住民等は、子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会及び文化とのかかわりの中ではぐくまれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めなければならない。

2 地域住民等は、虐待等あらゆる暴力及び犯罪から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めなければならない。

3 地域住民等は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもとともに地域活動を行うよう努めなければならない。

【豊田市】(地域における権利の保障)

第11条 市民及び事業者は、地域の中で、子どもを見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければなりません。

2 市民及び事業者は、子どもを地域社会の一員として認め、その気持ちや考えを受け止め、対話などをするとともに、地域の活動に子どもの意見を取り入れるよう努めなければなりません。

3 市民及び事業者は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。

4 市民、事業者、保護者及び子どもは、いじめや虐待、体罰などの暴力を許してはなりません。

【日進市】(地域住民などの責務)

第18条 地域住民などは、子どもとともに暮らす地域社会の一員として、次のことに取り組まなければならない。

(1) 子どもをあたたかく見守ること。

- (2) 地域において、子どもが豊かに育つための機会をつくり出すよう努めること。
- (3) 子どもの気持ちや考えを大切にし、地域の行事や活動に参加する機会を設けること。
- (4) 子どもの権利を理解し、保障するために、職場や地域の環境の充実に努めること。

【瀬戸市】（地域住民等の役割）

- 第10条 地域住民等は、子どもを共に暮らす地域社会の一員として認め、子どもが地域で健やかに育つよう支援に努めるものとする。
- 2 地域住民等は、虐待等のあらゆる暴力及び犯罪から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めるものとする。

【鎌倉市】（地域住民等の役割）

- 第6条 地域住民等は、子どもが地域社会の一員であり、地域社会の担い手となることを認識し、地域社会が子どもの豊かな人間性及び社会性を育む場となり、子育て家庭にとって安心して子育てをすることができる場となるよう努めるものとする。
- 2 地域住民等は、子どもが安全で安心して生活することができる地域の環境づくりに努めるものとする。
- 3 地域住民等は、子どもの成長に関して、子どもと保護者へ向けた情報及び知識の共有並びに交流及び相談等の支援に努めるものとする。

【荒川区】（区民の役割）

- 第6条 区民は、地域全体で子どもを育てていくことを理解し、子どもの健やかな育ちのために協力し、子どもの権利が守られるように努めます。
- 2 区民は、地域で子どもを見守り、必要な支援を受けながら、子どもが安全に安心して過ごすことができるまちづくりに努めます。

（５）事業者における権利の保障

■町内で事業活動を行う人や団体の担う役割を位置付けます。

【事務局案】

（事業者における権利の保障）

第8条 事業者は、職場で働く保護者が仕事と子育てを両立できるよう必要な職場環境の整備に努めなければなりません。

<方針>

事業者については、保護者（従業員）が子育てしやすい環境を整備するために雇用主として担う役割が考えられます。

【参考】他市事例では

○ほとんどの事例では、市内で事業活動を行うすべての団体をさして「事業者」とされています。

- いずれの事例でも仕事と子育てが両立できる職場環境づくりが求められています。
- 主体の一つとしてこどもの育ちを支えることへの協力や支援が役割として記載されているものもあります。

参考：他市事例における「事業者における権利の保障」

【名古屋市】（事業者の責務）

第13条 事業者は、子どもの健やかな育ちを支援するため、その社会的影響力及び責任を認識した事業活動を行うとともに、社会的自立に向けた就労支援、人材育成及び社会人教育を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の視点から、子どもを養育する従業員が仕事と子育てとを両立できるよう、職場の環境づくりに努めなければならない。

3 事業者は、仕事と子育てとを両立できる働き方について、従業員の意識の向上を図るとともに、従業員に対し、子ども及び子どもを養育する家庭（以下「子育て家庭」という。）を支援する取組への参加又は協力を促すよう努めなければならない。

【豊田市】（地域における権利の保障）

第11条 市民及び事業者は、地域の中で、子どもを見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければならない。

2 市民及び事業者は、子どもを地域社会の一員として認め、その気持ちや考えを受け止め、対話などをするとともに、地域の活動に子どもの意見を取り入れるよう努めなければならない。

3 市民及び事業者は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。

4 市民、事業者、保護者及び子どもは、いじめや虐待、体罰などの暴力を許してはなりません。

【山田市】（事業者の役割）

第8条 事業者は、子育てに関する理解を深めるとともに、職場で働く保護者が仕事と子育てを両立できるよう、就労環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、こどもの育ちを支援する取組に協力し、応援するよう努めるものとする。

【むつ市】（事業者の役割）

第8条 事業者は、子育てにおける保護者の役割を理解し、保護者が仕事と子育ての両立ができるよう、職場環境の整備に努めるものとする。

第4章 こどもに関する基本的な施策等

■本条例の目的であるこどもが幸せに暮らすことができるまちの実現するための具体的な施策や仕組みなどを定めます。

【基本構成の事務局案】

- 第9条 こどもの意見表明や参加の促進
- 第10条 こどものための居場所の確保
- 第11条 子育て家庭への支援
- 第12条 支援を必要とするこどもや家庭への支援
- 第13条 地域への支援
- 第14条 育ち学ぶ施設への支援
- 第15条 権利侵害に関する未然防止、相談及び救済
- 第16条 広報及び啓発

<方針>

必要な取組や町の施策について検討します。

論点

◆どのような取組みをすべきか。事務局案に漏れはないか。

表5 他市事例における基本構成

名古屋市	武蔵野市	豊田市
<p>第4章 子どもに関する基本的な施策等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○虐待、体罰、いじめ等の救済等 ○子どもの育ちの支援 ○子育て家庭の支援 ○子どもの参画の促進 ○関連施策との一体的推進 ○調査研究等 ○広報 ○総合計画 ○実施状況等の公表等 ○拠点施設 ○なごや子ども・子育て支援協議会 	<p>第4章 子どもを支える人々への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保護者と家庭への支援など ○育ち学ぶ施設への支援 ○市民活動への支援 <p>第5章 子どもにやさしいまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自分らしく居られる場所 ○年齢、発達などに応じた居場所 ○多様な学びの場 ○子どもからの相談 ○子どもの意見表明 ○子どもの参加 ○子ども一人ひとりに合わせた支援 ○子どもからおとなへの移行支援 ○子どもの安全 ○暴力、虐待および体罰の防止 ○いじめの防止 ○武蔵野市いじめ防止基本方針と武蔵野市いじめ防止関係者連絡会 ○武蔵野市いじめ問題対策委員会 ○武蔵野市いじめ問題調査委員会 <p>第7章 子どもの権利擁護の仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○武蔵野市子どもの権利擁護委員 ○相談・調査専門員 ○権利擁護に関する必要な事項 <p>第8章 条例の推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○推進計画 ○評価と検証 	<p>第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの権利の周知と学習支援 ○子育て家庭への支援 ○特別なニーズにある子ども・家庭への支援 ○子どものいじめの防止などに関する取組 ○子どもの虐待の予防などに関する取組 ○有害・危険な環境からの保護 ○子どもの居場所づくりの推進 ○意見表明や参加の促進 ○子ども会議 <p>第5章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの権利擁護委員の設置など ○擁護委員の仕事 ○擁護委員への協力 ○勧告や要請への対応 ○勧告や要請などの内容の公表 ○活動状況などの報告と公表 <p>第6章 子どもに関する施策の推進と検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子ども総合計画 ○子どもにやさしいまちづくり推進会議の設置など ○推進会議の仕事 ○報告、提言など
日進市		
<p>第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○権利の周知と学習支援 ○暴力に対する取組 ○危害に対する取組 ○子育て家庭への支援 ○育ちの支援 ○施策への参加の充実 ○子どもに関する行動計画 ○子ども施策推進委員会 <p>第5章 子どもの権利侵害からの救済及び回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの権利擁護委員の設置 ○擁護委員の所掌 ○擁護委員に対する支援や協力 		

(1) こどもの意見表明や参加の促進

■こどもの意見表明や参加の促進のための取組を検討します。

【事務局案】

(こどもの意見表明や参加の促進)

第9条 こどもは、自分の意見等を表明することができ、それが尊重されます。

2 町は、こどもが意見を表明したり、多様な社会的活動に参加したりする機会を設けるとともに、こどもの年齢や発達段階に応じてこどもの意見を尊重しなければなりません。

3 町、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、地域住民等は、こどもが家庭、育ち学ぶ施設、地域において、意見を表明したり、参加したりすることができるよう支援するとともに、こどもの年齢や発達段階に応じて意見が尊重されるよう努めなければなりません。

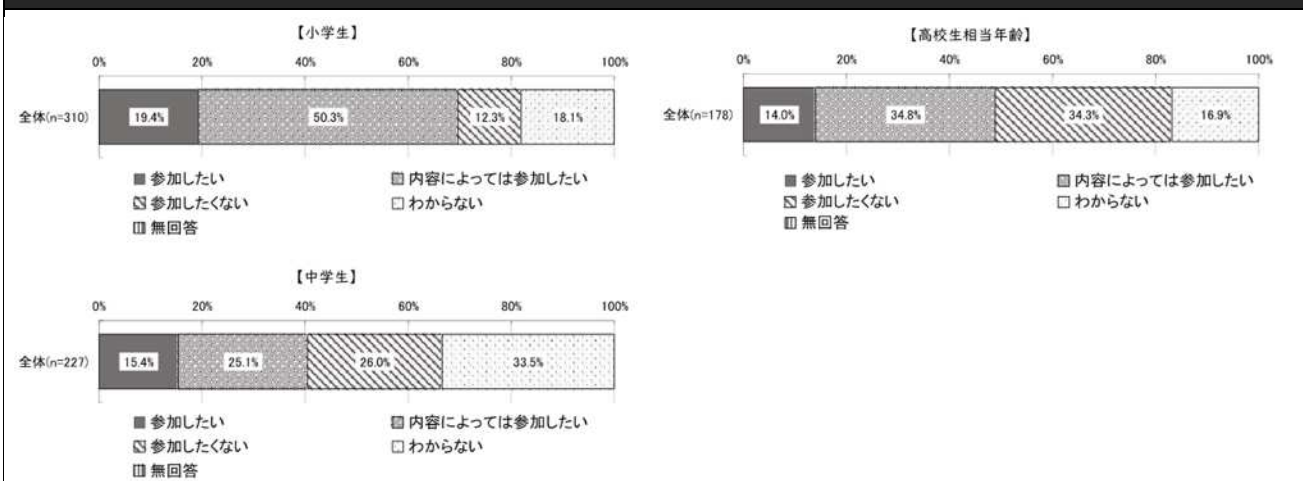
<方針>

こども意見表明や参加の促進について、こども基本法でも掲げられているこどもが意見を表明する機会の確保、意見を尊重することを記述します。

【参考】大口町子ども条例に関するアンケート調査結果報告書より

○参加したい、内容によっては参加したいとの回答が小学生では7割程ですが、中学生及び高校生相当年齢では4割程になっています。また、参加したくないとの回答も学年が高くなるにつれて増加傾向にあります。積極的に意見を表明することができるこどもがいる一方で、意見を表明することへの意欲や関心を必ずしも高くもてないこどもがいるため、すべてのこどもが自分の意見を表明してよいということを理解できるよう広報啓発すること、意見聴取の仕方やその周知方法の検討も重要です。

参考：【問8】子どもが意見をいう場があれば参加したいと思いますか。



【参考】こども基本法では

- こども基本法では、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見を表明する機会の確保やこどもの意見の尊重が掲げられるとともに、こども施策の策定等にあたっては、意見を反映させるために必要な措置を講ずることが義務付けられています。

参考：こども基本法（令和4年法律第77号） 抜粋

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

【参考】他市事例では

- 他市事例では、意見表明や参加する機会の確保が共通しています。

参考：他市事例における「こどもの意見表明及び参加の促進」

【名古屋市】（子どもの参画の促進）

第17条 市は、前3条に掲げる子どもに関する基本的な施策（以下「基本的施策」という。）を策定するに当たっては、子ども会議を開催するなど、子どもが主体的に参加し、及び意見を表明する機会を設けるとともに、子どもの意見を尊重するよう努めるものとする。

【豊田市】（意見表明や参加の促進）

第19条 市は、市政などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けなければなりません。

2 育ち学ぶ施設は、施設の行事や運営などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。

3 市民及び事業者は、地域の行事や運営などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。

4 市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもの意見表明や参加を促進するために、子どもの気持ちや考えを尊重するとともに、子どもの主体的な活動を奨励し、支援するよう努めなければなりません。

（子ども会議）

第20条 市は、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、子どもの意見を聴くため、豊田市子ども会議を置きます。

【町田市】（意見表明及び参画の促進）

第18条 市は、子どもに関わる市の施策について、子どもが意見等を表明し、市政に参画する機会を提供します。

2 施設関係者は、施設の行事、運営等について、子どもが意見等を表明し、参画する機会を提供するよう努めます。

3 地域住民は、地域活動について、子どもが地域の一員として意見等を表明し、参画する機会を提供するよう努めます。

【郡山市】（意見表明や社会参加の促進）

第20条 市は、子どもが社会の一員として自分の考えや意見を表明するなど社会に参加する機会を設けるよう努めるものとする。

2 市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者は、子どもの意見表明などの社会参加を促進するため、子どもの考えや意見を尊重するとともに、子どもの主体的な社会活動を支援するよう努めるものとする。

【東京都北区】（子どもの意見等の表明および参加）

第九条 子どもは、自分の意見等を表明することができ、それが尊重されます。

2 子どもは、自分の意見等の表明を強要されず、表明したことによる不利益を受けません。

3 区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設および団体は、その活動において子どもの意見等の反映または参加に努めるものとします。

4 区、育ち学ぶ施設および団体は、自分でうまく意思を伝えられない子どもに対して、その意思をくみ取り、必要に応じて子どもの意見等を代弁するよう努めるものとします。

5 区、育ち学ぶ施設および団体は、子どもの意見等を尊重するとともに、その意見等がどのように尊重されているかを子どもに分かりやすく説明するものとします。

（2）こどものための居場所の確保

■こどものための居場所づくりの取組を検討します。

【事務局案】

（こどものための居場所の確保）

第10条 町は、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、事業者、地域住民等、及び関係機関と連携、協力し、こどもがありのままの自分で安心して安全に過ごすことができる居場所を確保するよう努めます。

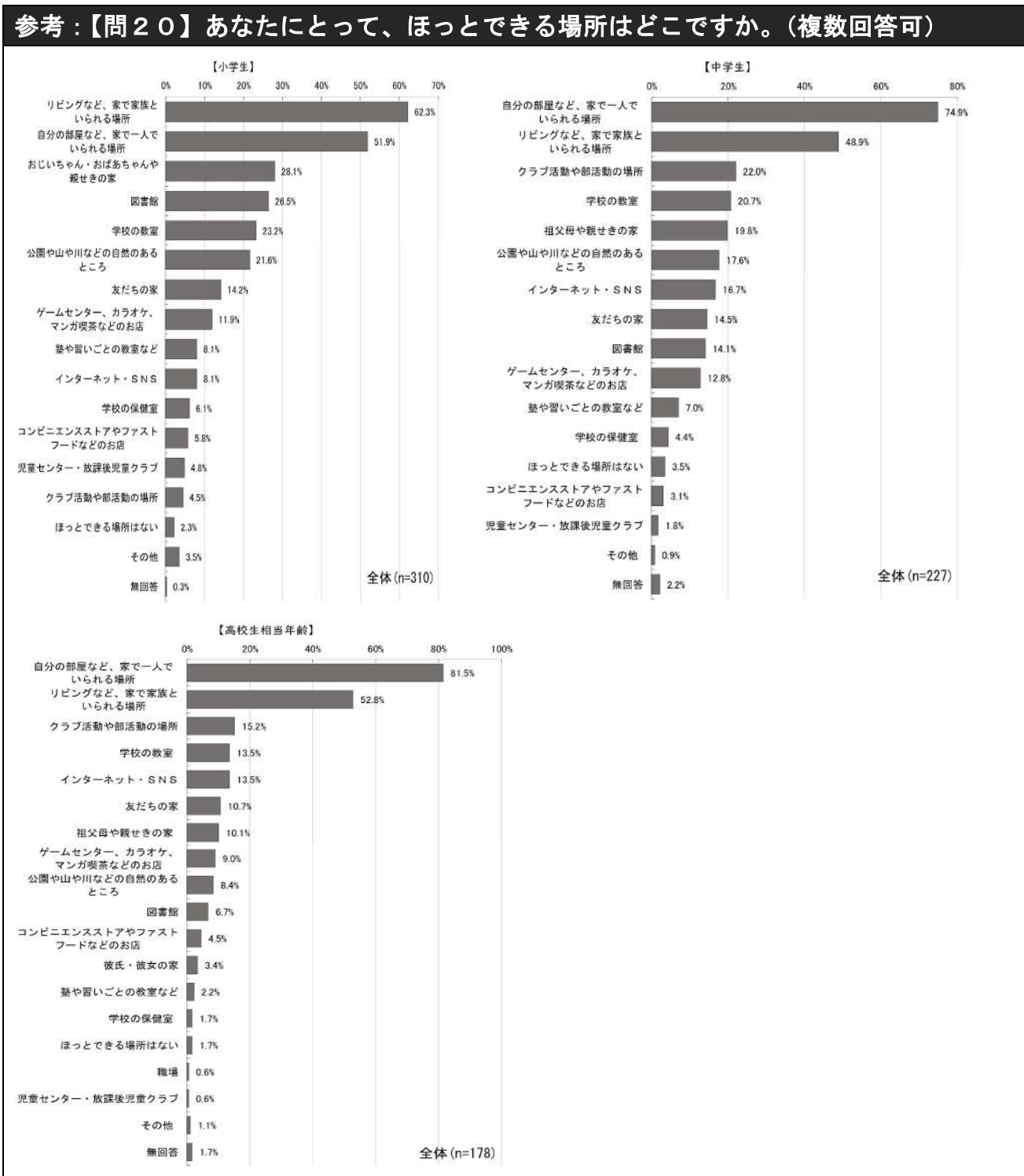
2 町は、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、事業者、地域住民等、及び関係機関と連携、協力し、こどもが豊かな人間性を育むことができるよう、地域社会や自然とかわることのできる遊び場や体験することができる場を確保するよう努めます。

<方針>

物理的な場だけでなく、遊び場や体験することができる場を確保するよう努め、どこにも居場所がない子どもが生じないように、また、できるだけ多様な居場所を持てるよう支援していきます。

【参考】大口市子ども条例に関するアンケート調査結果報告書より

○子どもの居場所について、家や学校、公共施設等物理的な場だけでなくインターネット・SNSのオンライン空間も子どもたちの居場所となっています。その一方で、ほっとできる場所はないと回答する居場所を持つことができない子どももいます。



【参考】他市事例では

○他市事例では、こどもの居場所づくりや、遊びや体験の場づくりなどが位置付けられています。

参考：他市事例における「こどものための居場所の確保」

【名古屋市】（子どもの育ちの支援）

第15条 市は、子どもの健やかな育ちを支援するため、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 子どもが安全に安心して過ごすことができるための居場所づくり
- (2) 子どもが自然及び地域社会とのかかわりの中で豊かに育つことができるための遊び及び体験の場づくり
- (3) 子どもが社会とのかかわりの中で、他者と共生し、自立していくために必要な支援

【豊田市】（子どもの居場所づくりの推進）

第17条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくりに努めなければなりません。

- 2 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、地域において、子どもが様々な世代の人々とふれあうことのできる場や機会の提供に努めなければなりません。
- 3 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが多様で豊かな体験をすることのできる場や機会の提供に努めなければなりません。
- 4 市は、子どもが自然に親しむことのできる環境の整備に努めなければなりません。
- 5 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、居場所づくりなどについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。

【日進市】（育ちの支援）

第24条 市は、子どもが、さまざまなことを体験したり、仲間と交流したりする場づくりを行うなど、豊かな自己を育むことを支援します。

- 2 市は、子どもが、仲間と集い、自治的な活動ができる居場所づくりを進めます。
- 3 市は、子どもが、いつでも安心して相談できる場の充実を図ります。

【藤枝市】（こどもの居場所の整備）

第21条 市等は、こどもが自分らしく安心して過ごすことができ、かつ、様々な体験を通し、豊かな人間性を育むことができる場（以下「こどもの居場所」という。）の整備に努めるものとする。

- 2 市等は、こどもの居場所の整備に当たって、こどもが豊かな自然及び様々な人と触れ合い、多様な体験ができるよう助言又は必要な支援に努めるものとする。

【町田市】（子どもの居場所づくり）

第16条 市、保護者、施設関係者及び地域住民は、子どもが安心して自分らしく過ごすこと及び仲間と集い様々な活動を行うことができる居場所づくりを進めます。

- 2 市、保護者、施設関係者及び地域住民は、子どもが自然と触れあうこと、様々な体験を行うこと、多様な人と交流すること等により豊かな人間性を育むことができる機会を提供します。
- 3 市、施設関係者及び地域住民は、子どもが豊かな人間性と多様な能力を育むことができるよう、子どもの成長に応じた助言その他の支援を行います。

(3) 子育て家庭への支援

■子育て家庭、支援を必要とする子どもや家庭への支援について記述します。

【事務局案】

(子育て家庭への支援)

第11条 町は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、必要な支援を行います。

(支援を必要とする子どもや家庭への支援)

第12条 町は、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、事業者及び地域住民等と連携、協力し、障がいのある子ども、外国籍の子ども、経済的に困難な事情にある家庭の子ども、その他の支援を必要とする子どもとその家庭の把握に努めるとともに、その状況及び環境に応じた支援を総合的かつ一体的に行います。

<方針>

家庭への支援及び支援を必要とする子どもや家庭への支援を記述します。また、支援が年齢等で途切れてしまわないよう総合的かつ一体的に行います。

【参考】他市事例では

○他市事例では、家庭と支援を必要とする子ども及び家庭について記述があります。また、支援を必要とする事情を具体的に列挙しているものとそうでないものがあります。

参考：他市事例における「子育て家庭等への支援」

【名古屋市】(子育て家庭の支援)

第16条 市は、保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすことにより子どもが安心して生活することができるよう、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、子育て家庭を支援するネットワークづくりを進めるなど、子育て家庭の支援を行うものとする。

【豊田市】(子育て家庭への支援)

第13条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援しなければなりません。

2 市、育ち学ぶ施設及び事業者は、子育てをしている家庭の一人ひとりの保護者に寄り添って、仕事と子育ての両立を支援する環境づくりに努めなければなりません。

(特別なニーズのある子ども・家庭への支援)

第14条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、外国籍の子ども、障害のある子ども、ひとり親家庭の子ども、経済的に困難な家庭の子ども、不登校の子ども、社会的ひきこもりの子ども、虐待を受けた子ども、心理的外傷を受けた子ども、非行を犯した子どもなどで、特別なニーズがあると考えられる子どもとその家庭に気を配り、適切な支援をしなければなりません。

【日進市】(子育て家庭への支援)

第23条 市は、保護者が、子育ての喜びを実感し、安心して子育ての責任を果たせるよう必要な支援を行います。

2 市は、特別に支援が必要な家庭及び子どもに対し、安心して暮らすことのできるよう支援を行います。

【ふじみの市】（保護者と家庭への支援など）

第10条 市は、保護者が子どもの権利を保障するために必要な環境を確保できるよう、それぞれの家庭の状況に応じた適切な支援を行います。

2 市と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが家庭内で年齢に合わない過度な責任または役割を負わされること、子どもとして必要なものが与えられないことなどの理由により子どもの権利を侵害された状況におかれることのないよう、子どもと家庭へ必要な支援と啓発を行います。

【ふじみの市】（子育て家庭への支援）

第13条 市及び地域住民等は、保護者が安心して子育てをすることができるように、子育て家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

（配慮を要するこどもとその家庭への支援）

第14条 市及び地域住民等は、障がいのあるこども、ひとり親家庭のこども、配慮を要するこどもとその家庭に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 市及び地域住民等は、相互に連携し、協働して、こどもが学び、健やかに育つため、こどもの貧困問題に総合的に取り組むよう努めるものとする。

（４）地域への支援

■地域への支援について記述します。

【事務局案】

（地域への支援）

第13条 町は、こどもの権利保障に資する地域活動を支援し、連携、協力するよう努めます。

2 地域住民等は、こどもに関わることについて、町その他関係機関に必要な支援を求めることができます。

<方針>

町は、こどもの権利保障に資する地域活動を支援します。なお、地域一体となってこどもを支える役割を担うことについては、地域住民等における権利の保障の中に記載しています。

【参考】他市事例では

○他市事例では、地域活動に対する支援の記述がありますが、地域の役割や責務の中で記述するケースが多くみられます。

参考：他市事例における「地域への支援」

【武蔵野市】（市民活動への支援）

第12条 市は、市民による子どもの権利を保障するための活動に対し、必要な支援に努めます。

【富士市】（地域における権利の保障）

第7条 市民等は、地域が子どもにとって様々な経験を通して豊かに成長し、及び発達するために大切な場であることを認識し、子どもの最善の利益を考えて、子どもの権利を保障しなければなりません。

- 2 市民等は、地域社会を構成する大切な一員である子どもにとって安全で安心な地域の環境をつくり、その環境を守るよう努めるものとします。
- 3 市民等は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。
- 4 市民等は、子どもの権利の保障に関する活動を行うことをいつでも市に提案することができます。
- 5 市民等は、子どもに関わることについて市その他関係機関に必要な支援を求めることができます。

【松本市】（地域における権利の保障と支援）

第10条 市民は、地域において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

- 2 市民、事業者、市は、その役割を認識し、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に安心して過ごすことができる地域づくりに努めます。
- 3 市は、市民が子どもの権利を保障するための活動に対して必要な支援に努めます。

（5）育ち学ぶ施設への支援

■育ち学ぶ施設への支援について記述します。

【事務局案】

（育ち学ぶ施設への支援）

第14条 育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員は、育ち学ぶ施設においてこどもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

- 2 町、育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、育ち学ぶ施設の職員がこどもの権利を理解し、保障するために、必要な支援と情報提供に努めます。

<方針>

育ち学ぶ施設の関係者は、こどもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができること、また、町、育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、育ち学ぶ施設の職員がこどもの権利を理解し、保障するために、必要な支援と情報提供を行うよう努めることを記述します。

【参考】他市事例では

○他市事例では、こどもの権利を保障するための支援についての記述がありますが、役割や責務の中で記述するケースが多くみられます。また、保護者や市民に対して運営などの情報提供をおこない、連携、協働して運営するよう努める旨記述する事例もあります。

参考：他市事例における「育ち学ぶ施設への支援」

【松本市】（育ち学ぶ施設における権利の保障と支援）

第9条 育ち学ぶ施設関係者は、育ち学ぶ施設において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

- 2 市、育ち学ぶ施設の管理者や設置者は、その役割を認識し、施設の職員が適切な子ども支援ができるよう必要な支援に努めます。
- 3 育ち学ぶ施設の設置者や管理者は、保護者や市民に対して育ち学ぶ施設の運営などの情報提供を行い、お互いに連携し、協働して施設を運営するよう努めます。

【泉南市】（子ども施設職員の支援）

第10条 子ども施設の職員は、その職務を通して子どもの最善の利益を具体的に実現していくことができるよう、必要な支援を受けることができます。

- 2 市は、前項に定める支援を子ども施設の職員に適切に提供することができるよう、必要な条件整備等に努めるものとします。

【武蔵野市】（育ち学ぶ施設への支援）

第11条 市は、育ち学ぶ施設における子どもの権利を保障するための取組に対し、必要な支援を行います。

- 2 市は、育ち学ぶ施設の関係者が専門性を高めるための研修と研究に自主的に取り組むことができるよう、必要な支援に努めます。
- 3 市は、育ち学ぶ施設の関係者が働きやすい環境を整えることができるよう、必要な支援を行います。

【市貝町】（こどもを教育する施設におけるこどもの権利の保障）

第11条 こどもを教育する施設の設置者や管理者は、その職員に対して、こどもの権利を保障できるよう、必要な支援や指導を行います。

- 2 こどもを教育する施設の関係者は、在籍するこどもの権利が保障されるように努め、こどもの主体的な育ちや、学びを支援します。
- 3 こどもを教育する施設の関係者は、虐待や体罰等により、こどもの権利を侵害しません。
- 4 こどもを教育する施設の関係者は、関係機関や関係者と連携を図り、虐待、体罰、いじめ等の防止に努めます。
- 5 こどもを教育する施設の関係者は、育ちや学びに関する情報の発信に努めます。

（6）権利侵害に関する未然防止、相談及び救済

■虐待やいじめ等権利侵害に関する未然防止、相談体制の整備及び救済について記述します。

【事務局案】

(権利侵害に関する未然防止、相談及び救済)

第15条 町は、虐待やいじめ、差別等の未然防止及び早期発見のため、必要な支援を行わなければなりません。

2 育ち学ぶ施設の関係者、地域住民等は、虐待を受けている又はそのおそれがある子どもを発見したときは、ただちに町や関係機関に通報しなければなりません。

3 町は、虐待やいじめ、差別等を受けた子どもを速やかに救済するため、関係機関と連携、協力し、必要な支援を行わなければなりません。

4 町は、虐待やいじめ、差別等子どもの権利の侵害に関する相談、救済について、関係機関と連携、協力し、速やかに適切な対応を行わなければなりません。

5 町は、子ども及びその保護者が権利侵害とその救済に関する問題について、安心して相談し、救済を求めることができる体制の整備及び充実を図り、その情報提供に努めなければなりません。

<方針>

町は、虐待やいじめ等権利侵害に関する未然防止と早期発見のため、必要な支援をするとともに、権利侵害が発生した際には、子どもを速やかに救済するため、関係機関と連携、協力し、必要な支援を行います。また、相談体制の整備と充実を図り、その周知を行います。

【参考】他市事例では

○他市事例では、権利侵害の防止と救済の記述について、同一の節で記載するものと、虐待といじめ、相談体制で分けているものもあります。また、相談や救済にあたって子どもの権利擁護委員を設置している事例もあります。

参考：他市事例における「権利侵害に関する未然防止、相談及び救済」

【豊田市】(子どものいじめの防止などに関する取組)

第15条 市は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第12条の規定に基づき、豊田市いじめ防止基本方針を作り、子どもの健やかな育ちを支え、いじめのない社会の実現を目指します。

(子どもの虐待の予防などに関する取組)

第16条 市は、子どもに対する虐待の予防と早期発見に取り組まなければなりません。

2 子どもは、自らが虐待を受けたときや虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、市や関係機関に相談することができます。

3 育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもに気を配るとともに、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市や関係機関に通報しなければなりません。

4 市は、虐待を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援をしなければなりません

【東京都北区】(虐待、体罰等の防止)

第十一条 虐待、体罰等は、子どもの心身の成長および人格の形成に大きな影響を与える重大な権利侵害であり、だれであっても、どのような理由があってもしてはなりません。

2 区は、関係機関と連携し、子どもに対する虐待、体罰等の防止および虐待、体罰等からの適切かつ速やかな救済のために、必要な措置を講じ、または必要な支援を行うものとします。

(いじめ等の防止)

第十二条 区、区民等、育ち学ぶ施設および団体は、子どもがいじめその他の権利の侵害（以下「いじめ等」といいます。）を受けることなく、安心して生活することができるよう努めるものとします。

2 区、育ち学ぶ施設および団体は、子どもに対するいじめ等の防止のために必要な措置を講ずるものとします。

3 区、育ち学ぶ施設および団体は、いじめ等を受けた子どもを適切かつ速やかに救済するため、関係機関と連携し、必要な支援を行うものとします。

4 区が行ういじめ等の防止に係る取組は、東京都北区いじめ防止条例（平成二十七年三月東京都北区条例第五号）の基本理念その他同条例の規定との整合性を図りながら行われるものとします。

【松本市】（相談と救済）

第15条 子どもは、差別や虐待、いじめその他権利侵害を受けたとき、又は受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができます。

2 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関等と相互に連携し、協働するとともに、子どもとその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めます。

【奈良市】（子どもへの虐待等に対する取組）

第15条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもへの虐待、いじめ、体罰等の予防と早期発見に努めるものとする。

2 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、虐待、いじめ、体罰等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(相談体制)

第18条 市は、子どもが、自分自身、家庭及び学校並びに虐待、いじめ、体罰等について、直接に、かつ、安心して容易に相談することができるよう相談体制の充実を図るものとする。

（7）広報及び啓発

■こどもの権利にかかる広報及び啓発について記述します。

【事務局案】

(広報及び啓発)

第16条 町は、こどもの権利やこの条例の理念及び内容について、広く知らせることにより普及に努めなければなりません。

<方針>

こどもの権利やこの条例の理念及び内容について、広報及び啓発し、普及を図ります。

【参考】他市事例では

○他市事例では、こどもの権利や条例についての広報活動を行うことを記述し、あわせて学習の機会を提供や子どもの権利の日等を定めている事例もあります。

参考：他市事例における「広報及び啓発」

【名古屋市】（広報）

第19条の2 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるとともに、その普及を図るため、広報活動を行うものとする。

【那須塩原市】（子どもの権利に関する思想の普及）

第14条 市は、子どもの権利に関する思想について、子ども、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者の理解を深めるため、その普及に努めるものとする。

2 市は、子ども、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者に対し、子どもの権利について学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

3 市は、子ども自身による子どもの権利に関する学習について、子どもの年齢及び発達に応じた情報の提供に努めるものとする。

【東京都北区】（子どもの権利に関する普及啓発）

第十九条 区は、保護者および区民等に対して、子どもの権利について、周知し、または学習の機会を設ける等の取組により、普及啓発に努めるものとします。

2 区、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが子どもの権利を知り、および自分とほかの人の権利の大切さについて学ぶ機会が確保されるよう努めるものとします。

第5章 こどもに関する施策の推進

■こどもに関する施策を総合的に推進するために必要な事項を定めます。

【基本構成の事務局案】

第17条 こども総合計画

<方針>

こどもに関する施策を総合的に推進するためのこども総合計画の策定について検討します。

論点

◆事務局案に漏れはないか。

(1) こども総合計画

【事務局案】

(こども総合計画)

第17条 町は、こどもに関する施策を総合的に推進するためのこども総合計画を策定します。

2 こども総合計画は、必要に応じて、その内容を見直します。

3 町は、こどもに関する計画を策定するとき及び見直すときは、こどもを含めた町民や大口町子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、その意見が反映されるよう努めなければなりません。

4 町は、前項のこども総合計画を策定したとき及び見直したときは、速やかにその内容を公表します。

【参考】他市事例では

○他市事例では、計画の策定について記述し、策定にあたっては、こどもを含めた住民や子ども・子育て会議の意見を反映することができるよう定めています。

参考：他市事例における「こども総合計画」

【名古屋市】 (総合計画)

第20条 市長は、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、子どもに関する総合的な計画(以下「総合計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、総合計画を策定するにあたっては、あらかじめ、なごや子ども・子育て支援協議会の意見を聴かなければならない。

- 3 市長は、総合計画を策定するに当たっては、子どもを含めた市民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、総合計画の変更について準用する。

【調布市】（行動計画の策定等）

- 第18条 市は、子どもとその家庭への支援を推進するため、その施策に関する計画（以下「行動計画」という。）を策定し、これを実施するものとする。
- 2 市は、行動計画の策定に当たっては、市民の意見を十分に反映するよう努めるとともに、その実施に当たっては、市民の理解及び協力を得られるよう努めるものとする。

【奈良市】（計画及び検証）

- 第19条 市は、この条例に基づく子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）において定めるものとする。
- 2 市は、計画を策定したときは、これを公表するものとする。
 - 3 この条例の運用状況及びこの条例の規定に基づく事業等の実施状況について、奈良市子ども・子育て会議条例（平成25年奈良市条例第12号）第1条に規定する奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）において定期的に検証するものとする。
 - 4 会議は、前項の規定による検証の結果を市長に報告し、これを公表するものとする。

【武蔵野市】（推進計画）

- 第30条 市は、この条例に基づき、子どもに関する施策を総合的に推進するための計画（以下「推進計画」といいます。）を定めます。
- 2 推進計画には、子どもプラン武蔵野（市が策定する子どもに係る基本計画をいいます。）を位置付けます。
 - 3 市は、推進計画に基づき施策を実施する際に、必要な調整、目標設定などを行います。

第6章 条例の見直し

■条例の見直しについて定めます。

【基本構成の事務局案】

(条例の見直し)

第18条 町は、この条例の目的を達成するため、子どもを取り巻く環境や社会の変化を勘案して必要があると認めるときは、国又は愛知県の措置を踏まえて、その見直しを行うものとします。

2 町は、前項の見直しをしようとするときは、子どもを含めた町民や大口町子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、その意見が反映されるよう努めなければなりません。

参考：他市事例における「条例の見直し」

【亀岡市】(条例の見直し)

第10条 議会及び市は、子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に推進されているかどうかを検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【邑南町】(条例の見直し)

第19条 この条例は、邑南町の子ども自己形成のために必要な社会環境をつくる基本理念をもとに、保護者、学校保育福祉施設等関係者、医療機関、町民、事業者の役割と施策の基本となる事項について取り決めたものであり、今後の社会情勢の変化等により改正する必要がある場合は、速やかに検討を行い、この町にふさわしい条例となるよう町民の意見を反映しながら見直しを行っていくものとする

第7章 委任

■委任について定めます。

【基本構成の事務局案】

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めます。